

特定非営利活動法人ライツオン・チルドレン定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ライツオン・チルドレンという。

2 この法人は、英文ではLights On Children (略称LOC) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「子どもの権利」の保障と児童青年期の機会均等を追求し、子どもと養育者のため、並びに社会的養護をはじめとする子ども家庭福祉の充実のために、様々な資源(資金、物品、サービス、情報、体験、関係など)の創出や活用を図り、もって社会の発展と幸福に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1 子どもの健全育成を図る活動
- 2 情報化社会の発展を図る活動
- 3 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 4 社会教育の推進を図る活動
- 5 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 6 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- 1 子どもや養育者、並びに子ども家庭福祉の提供者が持つ課題やニーズを把握し、それに合致する資源を提供する事業
- 2 コミュニティや企業等に働きかけて、子ども家庭福祉や関連する課題への関心と理解を促進し、寄付等の資源の新規創出や拡大を図る事業
- 3 前2号の事業や関連する諸領域について、情報収集や調査研究・開発を行って資源を新規創出し、発信する事業
- 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- 2 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める方法により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を記載した電磁的記録又は書面によって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会費は、事業年度ごとに1回、法人の請求に応じて納入するものとする。事業年度内の会員資格を有する期間が1年間に満たない場合であっても、会費の減額は行わない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 退会届の提出をしたとき。
- 2 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 3 1年以上会費を滞納したとき。
- 4 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 この定款等に違反したとき。
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- 1 理事 3人以上7人以下
- 2 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、正会員のうちから理事会において選任する。

- 2 監事は、この法人の理事又は職員以外の者であって、総会において選任する。
- 3 理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長を補佐する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、理事長の職務を代行する。
- 3 監事は、法第18条に規定する職務を行う。

(任期等)

第16条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の5分の4以上の議決により、これを解任することができる。監事は総会において正会員総数の5分の4以上の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- 2 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- 1 定款の変更
- 2 解散
- 3 合併
- 4 事業報告及び決算に関する事項
- 5 監事の選任等に関する事項
- 6 入会金及び会費に関する事項
- 7 その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- 2 正会員総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した電磁的記録又は書面によって、招集の請求があったとき。
- 3 法第18条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 総会は、対面のほか、電話会議・ウェブ会議等の同時に双方向による意思確認が可能な方法により開催することができる。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電磁的記録又は書面によって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会に議長を置き、理事長をもって充てる。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について電磁的方法若しくは書面によって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、電磁的記録又は書面により、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 日時及び場所
- 2 会員総数及び出席者数(電磁的記録若しくは書面による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)
- 3 審議事項
- 4 議事の経過の概要及び議決の結果
- 5 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印(電子署名を含む)しなければならない。

(みなし決議)

第28条の2 理事長、理事又は正会員が第21条の各号で定める事項について提案し、正会員全員が電磁的記録又は書面により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 前項により総会の決議があったものとみなされた場合は、前条各項の規定にかかわらず、電磁的記録又は書面により、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- 3 総会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1 本法人の運営に関する基本方針
- 2 借入金及び重要な資産の処分に関する事項
- 3 事業計画及び予算に関する事項
- 4 資産の管理方法
- 5 会員の除名
- 6 理事の選任等に関する事項
- 7 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1 理事長が必要と認めたとき。
- 2 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した電磁的記録又は書面によって、招集の請求があったとき。
- 2 理事会は、対面のほか、電話会議・ウェブ会議等の同時的に双方向による意思確認が可能な方法により開催することができる。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電磁的記録又は書面によって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について電磁的記録又は書面によって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、電磁的記録又は書面により、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1 日時及び場所

2 理事総数、出席者数及び出席者氏名(電磁的記録若しくは書面による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)

3 審議事項

4 議事の経過の概要及び議決の結果

5 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印(電子署名を含む)しなければならない。

(みなし決議)

第37条の2 理事長又は理事が第30条の各号で定める事項について提案し、理事長及び理事の全員が電磁的記録又は書面により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 前項により理事会の決議があったものとみなされた場合は、前条各項の規定にかかわらず、電磁的記録又は書面により、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

2 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

3 理事会の決議があったものとみなされた日

4 議事録の作成に係る職務者の氏名

(持ち回り決議)

第37条の3 緊急を要する事項について、理事長から全理事に電磁的記録又は書面により通知し賛否を求めた場合には、電磁的記録又は書面による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

2 第37条の規定にかかわらず、前項の持ち回り議決の場合には、電磁的記録又は書面により、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1 理事総数

2 理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯

- 3 各理事の表決結果と付記意見の内容等
- 3 前項の議事録には、理事長及びその他の理事1名以上が署名又は記名押印（電子署名を含む）しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1 設立当初の財産目録に記載された資産
- 2 入会金及び会費
- 3 寄附金品
- 4 財産から生じる収益
- 5 事業に伴う収益
- 6 その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（事業報告及び決算）

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が編成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（長期借入金）

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、解散時の公告と、清算時の破産手続開始決定の公告については、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

（事務局の設置等）

第53条 この法人に、この法人の事業の実施、管理及びその他の業務全般を執行するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

3 理事と職員は兼務することができる。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第11章 雑則

（細則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	正木 文
理事長	立神 由美子
理事	渡邊 理恵
監事	大坂 太一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成27年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1 正会員（個人）	入会金	10,000円	年会費	15,000円
2 賛助会員（個人）	入会金	5,000円	年会費	10,000円
3 賛助会員（団体）	入会金	20,000円	年会費	30,000円

附 則

この定款は、平成29年10月9日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年1月15日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年3月12日から施行する。